

全国木材資源リサイクル協会連合会

平成 30 年度第 3 回調査及び広報推進委員会議事録

開催日時 平成 30 年 11 月 30 日(金) 13:30～

開催会場 京橋プラザ区民館 1 号室洋室

出席者

委員

全国木材資源リサイクル協会連合会	原 信男 委員長
(株) グーン	桑野 俊 委員
住友林業(株)	矢吹 賢二 委員
JFEエンジニアリング(株)	大平 勝彦 委員

地域委員

北日本協会事務局	高橋 秀孝 委員	(株)クリーンシステム
関東協会事務局	荒川 陽一 委員	
近畿協会事務局	田淵 茂雄 委員	木材開発(株)
中四国協会事務局	岡崎 博紀 委員	(有)赤碕清掃
九州協会事務局	河野 秀彦 委員	中山産業(株)

欠席委員

フルハシEPO(株) (東海協会兼務)	三崎 隆照 委員
(株)エコグリーン	佐久間 慎一 委員
ホクザイ運輸(株)	芦塚 雄介 委員
住友大阪セメント(株)	土橋 真 委員

(プレス) 日報ビジネス(株) 徳永 杉太

(事務局) 全国連合会 十川 有子

<会議概要>

議事要旨

1. 適合チップ認定制度について-作業手順書の策定検討

- ・別添の『品質向上のための標準作業手順フロー』の説明があった(事務局)
- ・標準的な作業工程を書き出したもので、必ずこの行程すべてを行わなければいけないというものではない。

- ・書き込みができる枠のみを作った別紙は、手順書のない事業者が自社用の手順書を作れるよう作成した。
 - ・それぞれの行程の詳細手順は、別添のサンプル手順書を参考にしながらそれぞれの事業所で作っていただきたい。
- ・適合チップ認定制度の評定表に、作業手順書はあるかという項目があったが、手順書の有無が問題であり内容のレベル等は要求されていないという認識で良いか？
(田淵委員)
〈その通りである。フローはあくまで参考であり、個々の事業者のやり方に合わせて作っていただきたい〉
 - ・(スクリーニング(篩)設備のないメーカーがあるという話を聞いて)スクリーニングをしない事業者でも、評点150点以上なら適合チップ認定制度に合格するのか？(河野委員)
〈スクリーン設置が望ましいが、ユーザーとの関係がクリアできていれば問題はない。また、スクリーンがなければどのように対応できるのか求めていきたい〉
 - ・設備が不十分でも認定してしまうのでは全く意味がない。認定制度をクリアした連合会の会員なら、設備面で最低ラインを示すべきではないか。(河野委員)
〈今後スクリーンの設置までは要求していくことが必要かもしれない〉
 - ・適合チップ認定制度の大きな目的は、他社との差別化である。ユーザーとの取引ができていても、制度の基準に達していない事業者には認定を出さないといったことが必要なのでは。(河野委員)
〈すぐには難しいかもしれないが、制度を全国的に浸透させるには重要なことなので検討していきたい〉
 - ・作業手順書は、書き込み用をA3にリサイズして送付するので、各地域委員会で活用していただきたい。(委員長)

2.国への要望…理事会の意見を踏まえて

- ・資料に沿って、前回の調査広報委員会での議論の整理、及びそれを受けた理事会での意見の説明があった(委員長)
- ・国への要望「災害時の対応について」に関連して、連合会の木質チップ供給力と需要量を把握するため、「木質チップの供給力及び需要先調査」を各地域協会にお願いしたい。特に品目別取扱量の回答数が少ないので、より多くの回答を得て実態調査としての精度を上げたい。(委員長)
- ・許可証の生産能力と実際の生産量を出せば、災害材をこれだけ受け入れられますということがわかる。(岡崎委員)
- ・生産能力調査については、理事であっても回答提出を拒む事業所がある。この機会にきっちり答えてくれるよう働きかける。(高橋委員)
- ・調査票にある生産量も需要量も、出荷量ベース。需要と書くとユーザーと間違うの

で、「生産量」「出荷量」とする。調査はメーカーにのみ行う。（委員長）

- ・29年度の実態調査に回答してくれた会社には二度手間となってしまうので、回答の提出がなかった会社にものみ調査をすれば良い（事務局）
- ・調査の依頼は29年度木質チップ生産会員実態調査に回答されなかった企業あてに、30年度末を締め切りに各地域協会で行うものとする。調査内容は協会と桑野委員でもう少し詰める（委員長）

3.FIT事業者認定における取扱実績報告の改定について

- ・資料P34「間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告」は、下記のように一部変更する。（委員長）
- 5.2.のうち建設資材廃棄物 → 5.2.のうち建設資材廃棄物及び証明のないもの
- 5.2.のうちその他木質バイオマス（一般廃棄物 17円材等） → 5.2.のうち一般廃棄物（17円材）

注:②主な出荷先の事業所名と内訳出荷量の別紙のフォーマットが現在ないので、協会ですぐに作成する

4.ホームページのリニューアルについて

- ・ホームページリニューアルの資料説明があった（事務局）
- ・バナー「FIT認定について」の名称は、「FIT関連」に変更。「木質バイオマス需要調査」は現行の通り一般公開にはしない。「建設系廃木材需給調査」は一般公開可能に変更。

5.国との需給問題検討会について

- ・国への要望は例年と違うスケジュール（5、6月頃の提出目標）で進める。今年には要望に対する回答ではなく、新年度における各省の動き等の情報交換の場としたい。（委員長）

6.既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応（資源エネルギー庁）…バイオマス比率の変更について

- ・標題の件について、会員各位にどのような影響が考えられるか伺いたい（委員長）
- ・弊社は初期の頃の契約なので〈既に特定契約が締結されており、FITによる買取上限が設定されていないもの〉に属するが、区分ごとのバイオマス比率は1%でも増やしてはいけないが、減る方は40%という均等でない基準が示されている。これで〈バイオマス専焼〉に照らし合わせると、32円の未利用材が40%から50%に増えても価格は変わらない。逆に24円の一般材が減った場合には、その時の最新価格になるので24円が例えば21円に落ちていく。A発電所では2種類の材しか使わないため、未利用材を多めにして一般材を申請よりも少なめにして運転せざるを得ない。（大平委員）

- ・〈既に特定契約が締結されており、FITによる買取上限が設定されていないもの〉が以前の契約だとすると、最近の契約は〈新たに特定契約（FIT制度に基づく買取契約）を締結するものであるか？（矢吹委員）
- ・最近の契約には、上下20%とする当該契約にあたるものもあるようだ。そもそも我々は設備認定の際に提出するものでは、バイオマス比率という認定はもらっていない。同業者にもバイオマス比率とは何かという人もいる。（大平委員）
- ・初期の頃はバイオマス比率の認定を受けていないということは、資源エネルギー庁は資料を基にしてやっているのか？（委員長）
- ・区分ごとのバイオマスの熱量からなるバイオマス比率の計算書（使用量×単位数量）を毎月提出している。（大平委員）
- ・1年間の定期報告を行なっているが、開業日を起算とするので期日は各社バラバラ。こういった中で施行日を統一して運用するとなると矛盾が生じてしまうだろう。（大平委員）
- ・聞いたところによると、バイオマス比率はやはり出さなければならない。しかし本来付けなければならない林業家からのトレサビリティは、実績がある会社は県がバイオマスボイラーの使用量を証明すれば必要ないという話だった。ただし割合を年内に提出しないと新規基準になり、入札制度になってしまうとのこと。（河野委員）
- ・今回出すものが基準となるのかもしれない。（委員長）
- ・B発電所では、未利用材を使う予定だったが値段が合わなかったため現状では使っていない。そのため一般材という主燃料を多く使ってしまったため非常に厳しいという話が出ている。これで当該発電所が遮二無二未利用材を集め出すと地域の需給バランスが大きく変わってしまうのではと懸念されているらしい。（大平委員）
- ・C発電所はRPS法からの変更だから、今から一般木材を入れても入札になるので、未利用材は申請するが一般木材は入れない。（矢吹委員）
- ・この件で考えられる影響としては、未利用材を主体にしているところが未利用材を多く入れてしまうことで価格が変わってしまうと、その地域の材を集める事業者にしわ寄せがくるとか。いずれにしても価格が下がることで、原材料の調達などにも価格面の影響が出る。（大平委員）
- ・未利用材が増加する話や動きのある地域はあるのか？（桑野委員）
- ・未利用材は地域の林業の育成に伴って増えていくものなので、地域差がある。また、育成が進みすぎて需要を供給が上回ってしまい、万が一32円を下回ることにでもなれば、地域の産業が打撃を受けるだろう。（大平委員）
- ・我々は当初未利用材はなかなか集まらず、他の材で多くを占めると思っていたが、今はまったく逆の状況になっている。（桑野委員）
- ・大きな影響ではないが、D発電所がRPS法での建廃主体からFITに切り替えた際に、6割近くがFIT材になり建廃がはねられた。九州は未利用材がたくさん入ってくるの

で、本社からは100%未利用材使用の指示があったが、担当レベルでは今までの付き合いも大事にしている。今回このようにきちっと決めなければならないとなると、未利用材の比率を増やして未利用材と一般木材の二種類でいこうと決まり、建廃は100%飛ばされるということが少し心配。（河野委員）

- ・建廃が余った時には使ってもらえるよう話が進んでいたが、この話が出たことによって使えないと言われてしまった。建廃の需要先には影響が出るだろう。（高橋委員）
- ・あらかじめ申告していなくてはならないので、使う側はとてもやりにくいという話を幾度か聞いた。プレス向けの資料を出していない。バイオマス発電事業者協会ではかなり話題になっていたようだ。（プレス徳永氏）
- ・どのように対応するのがいいか？（委員長）
- ・大型は一般材だけになっていくし、小さいところは地域特性に合わせて調達しやすいものにシフトしていこう。（大平委員）
- ・木材が足りなくなってしまう恐れもあるので、木材だけで進めるのは望ましくない。（桑野委員）
- ・メーカーとしては、ユーザーの方針に従うこととなる。（河野委員）
- ・未利用材と一般木材の話である。（矢吹委員）

次回は3月18日13:30～ 会場は決定し次第連絡

（文責／荒川）